

市民センターの 加算利用料ルールが 令和5年5月1日（月）以降 予約分 より変更になります。

◆ 入場料による利用料加算

変更前)

入場料等：無料～500円以下 → 加算なし
500円を超える場合 → 基本利用料の50%

変更後)

入場料等を徴収する場合 → 基本利用料の50%

※加算対象となる施設利用料は、
入場料を徴収する利用区分の利用料のみです。

◆ 営業目的による利用料加算

変更前)

販売等：無料～500円以下 → 加算なし
500円を超える場合 → 基本利用料の50%

変更後)

販売等を行う場合 → 基本利用料の50%

※加算対象となる施設利用料は、
販売等を行う利用区分の利用料のみです。